

みやぎ地域づくり団体協議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、みやぎ地域づくり団体協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定により、みやぎ地域づくり団体協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(地域づくり団体等)

第2 規約第4条第1項第1号に規定する地域づくり団体等（以下「地域づくり団体等」という。）とは、地域住民が主体となって行う各種の活動を通して地域をより住みやすい社会とするために自主的、継続的に活動する団体等をいう。

(協議会への入会)

第3 地域づくり団体等については、随時入会を認めるものとする。

2 年度途中で入会があった場合、支部長は速やかに会長へ報告するものとする。

3 次の事項に該当する団体等については、入会を認めないものとする。

- (1) 同一業種に就く者の親睦や経営の安定を主な活動目的（内容）とする団体
- (2) 施設管理を主な業務とするもの及び市町村の審議会等である団体
- (3) 継続性のない1回限りのイベントの実行委員会である団体
- (4) 既に解散しているものや3年以上活動実績がない団体
- (5) 活動開始から、半年以上経過していない団体
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

(協議会からの退会)

第4 地域づくり団体等としての活動の継続が困難となった会員は、別記様式第1号（地域づくり団体登録シート）を速やかに支部長へ報告し、退会するものとする。

2 前項の報告があった場合は、支部長は速やかに会長へ報告するものとする。

(入会等手続)

第5 地域づくり団体等は、入会に際して別記様式第1号（地域づくり団体登録シート）を支部長に提出するものとする。

2 規約第4条第1項第2号及び第3号に規定する会員は、入会に際して別記様式第2号（会員票）を支部長に提出するものとする。

3 会員は、提出事項に変更があった場合は、別記様式第1号（地域づくり団体登録シート）を速やかに支部長に報告するものとする。

4 支部長は、前3項に係る提出があった場合は、速やかに会長へ報告するものとする。

(実績報告等)

第6 支部長は、規約第15条の規定に基づき、支部の活動状況を取りまとめ、毎年度4月末日までに会長へ報告するものとする。

2 支部長は、地域づくり団体等としての活動を中止又は停止している会員があったときは、今後の活動予定などを確認し、活動の継続が困難と認められる場合は、その旨を適時報告するものとする。

3 会長は前項の報告を受けたときは、当該会員を退会させるものとする。

(会員名簿の作成)

第7 支部長は、会員から提出された会員票等に基づき、別記様式第3号により毎年度支部会員名簿を作成するものとする。

2 支部長は、前項の名簿を作成したときは会長に送付するものとし、会長はそれらをも

とに協議会名簿を作成し、会員に配布するものとする。

(監事の選出)

第8 規約第6条第2項に規定する監事の互選にあたっては、原則として各支部代表者から選出するものとする。

(運営委員会における各支部の代表者)

第9 規約第8条第1項に規定する運営委員会における各支部の代表者は、規約第10条第1項に規定する支部役員の中から原則として地域づくり団体等関係者1名を選出するものとする。

附 則

この要領は、平成6年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月22日から施行する。